

京都市訓令甲第2号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年6月27日

京都市長 門 川 大 作

第5条第1項中「生涯学習総合センター所長，中央図書館長」を「生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長」に，「学校歴史博物館長，青少年科学センター所長」を「学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長」に改め，同条第7項中「，主管事務につき」及び「又は右京中央図書館開設準備室長」を削り，同条中第18項を削り，第17項を第18項とし，第8項から第16項までを1項ずつ繰り下げ，第7項の次に次の1項を加える。

8 右京中央図書館にあっては，副館長に事故があるときは，図書課長がその専決事項を代決することができる。

別表中央図書館事務局長，伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項中「中央図書館事務局長」の右に「，右京中央図書館副館長」を加え，同表課長，教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「，右京中央図書館開設準備室長」を削る。

附 則

この訓令は，平成20年6月30日から施行する。

(総務局総務部文書課)